

平成28年1月20日

レセプト情報等の提供に関する有識者会議申し合わせ事項

「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」第12の2（1）最小集計単位の原則①集計単位について、「市区町村」の公表基準について改正したところであるが、この運用については、下記について留意する。

記

市区町村を集計単位として含む提供依頼申出の審査については、より小規模な母集団を対象とした分析を含みうることから、その内容等について十分な配慮をしつつ審査を行うこととする。